

第4章 重点区域の位置及び範囲

(1) 重点区域の位置

本計画における重点区域は、国指定文化財を中心に、歴史上価値の高い建造物が集まり、竹田市固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動が今も行われ、それらが一体となって竹田市の良好な市街地環境を形成している範囲を設定する。さらに、本計画では、重点的に施策を実施することによって、歴史的風致を構成する文化財やその活動の維持及び発展が得られ、その結果、本市における歴史的風致の維持及び向上が効果的に達成できる範囲を重点区域に設定する。

本市には第2章で記載した11の竹田市における維持向上すべき歴史的風致がある。そのうち、城下町の夏越祭にみる歴史的風致など6つの風致が城下町に関連し、久住高原の野焼きにみる歴史的風致など4つの風致が北部地域、農業水利施設の維持にみる歴史的風致が南部地区で見ることができる。

岡藩城下町として栄えてきた現在の竹田市街地は、江戸時代以降奥豊後における政治・経済・文化の中心地として栄えてきた。今もなお城下建設当時の町割りで住民が生活をし、史跡旧竹田荘や重要文化財願成院本堂（愛染堂）をはじめとする歴史的な建造物が数多く残されている。城下町建設は中川秀成の入部後の文禄3年（1594）から着手された岡城築造と同時にはじめられた。城下町構造は碁盤目状に区画された町割りの中央部に本町・上町・田町等の町家が配置され、町家群を取り囲むように、武家屋敷（殿町・代官町・向町等）や寺院（寺町）を配する構造となっている。また、寛永7年（1630）に古町を町屋に組み込み現在に残る城下町の町割り完成し、その町割りは現在に至るまで大きく変化することなく残され、夏越祭・八朔祭・善神王様祭・神明社大祭・恵比寿講が江戸時代以降城下町の町家の住民により、現在まで継続して行われ、それらの祭礼と歴史的建造物が一体となり、特色ある歴史的風致を形成している。また、岡藩城下町は、江戸時代以降奥豊後における政治・経済・文化の中心地として栄え今なお当時の面影のままのまちなみから歴史と文化を感じることができる。城下町は豊後南画の祖田能村竹田、明治期の日本における代表的な作曲家である瀧廉太郎、軍人であり文化人でもある廣瀬武夫、「いぬのおまわりさん」をはじめ数多くの童謡・童話を作った作家である佐藤義美などの偉人を数多く輩出する土壌を培い、この郷土の偉人の顕彰活動が盛んに行われている。田能村竹田の顕彰活動は、史跡旧竹田荘を活動の場の中心とし、田能村竹田を育んだ城下町一円で田能村竹田顕彰活動にみる歴史的風致を見ることができる。

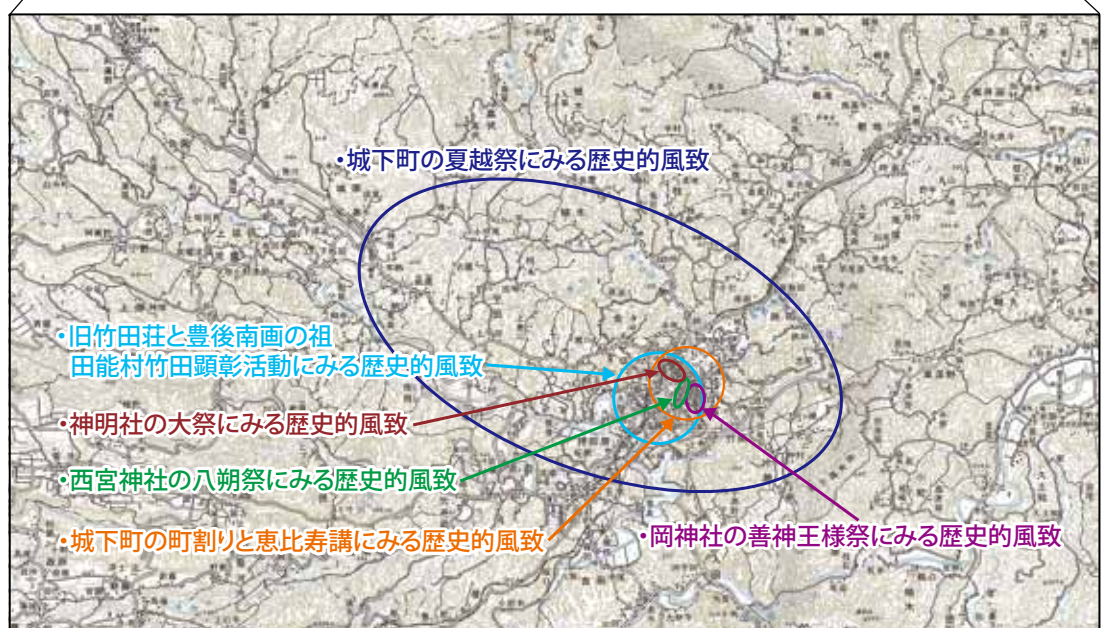
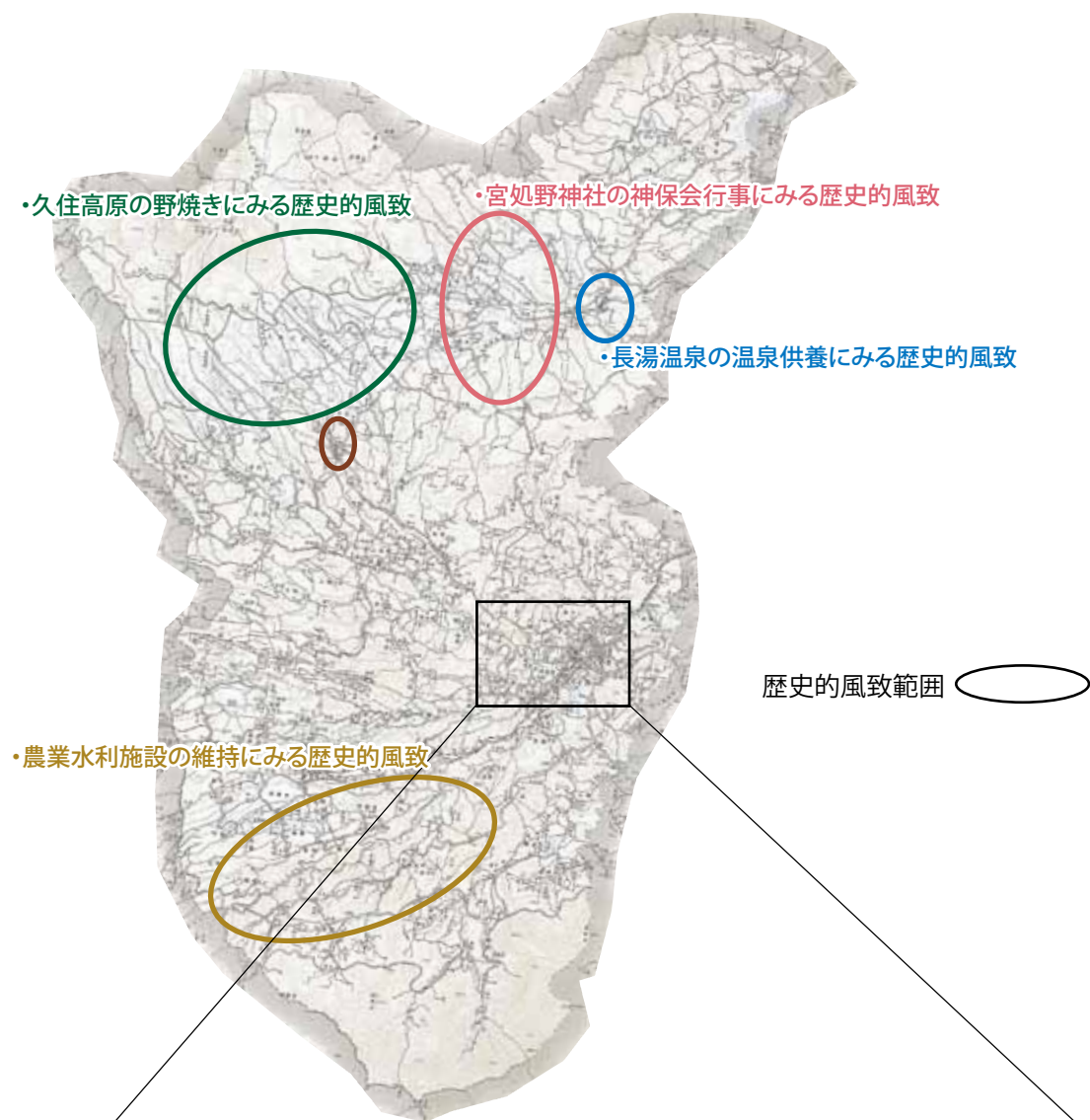
竹田市の北部（久住地区・直入地区）は久住連山の裾に広がる高原地帯の草地で、近世以降、畜産の放牧地・採草地として使用されてきた。この草地は春に行われる野焼きで維持され久住

高原の景観をつくりだしている。また、この北部地域は、藩政時代に肥後領であった久住地域、「朽網（くたみ）」と呼ばれ中世期にこの地域の中心地として栄えた都野地域、近世以降に湯治場として開けた長湯地域があり、それぞれの地域に歴史的背景を由緒とする祭りが現在もなお続けられている。

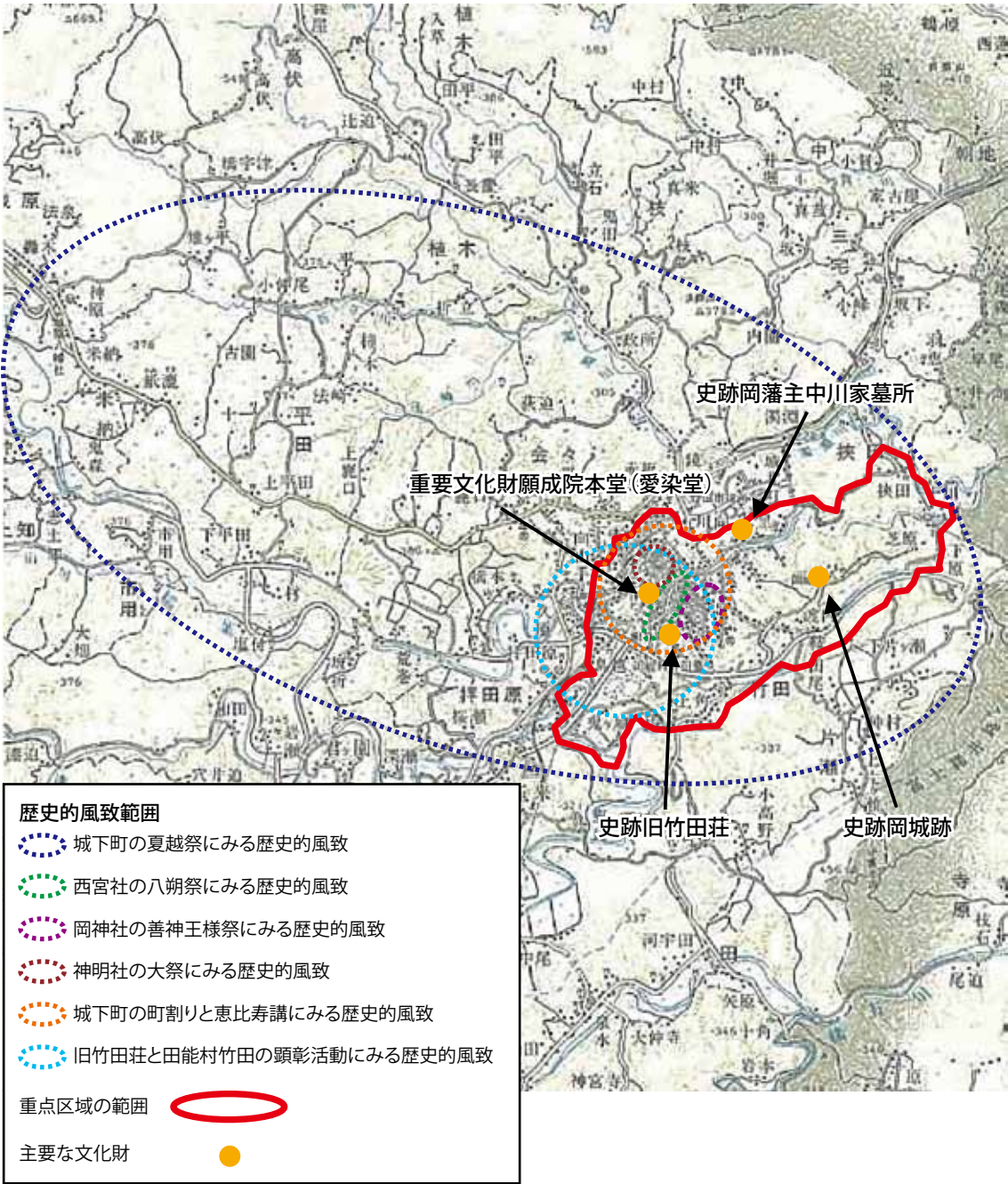
竹田市の南部地域は祖母山系から派生する急峻な地形により水田耕作には向かず古くから畑作が主要な農業となっていたが、祖母山から湧き出す豊富な湧水を源とする大野川を利用し、近世以降、耕作地に農業用水を供給する水利施設が盛んに建設されている。農業関連の歴史的建造物である水利施設を維持管理し、現在でも利用し耕作が行われ、山間地域の農村風景が維持されている。

このように、竹田市には、城下町地域、北部地域、南部地域について歴史上価値の高い建造物が集まり、竹田市固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動が今も行われ、それらが一体となって竹田市の良好な市街地環境を形成している。しかし、これらの歴史的風致への維持及び向上が十分に図られているとはいえず、城下町では高齢化により市外への転出から歴史的建造物の荒廃や取り壊しが進み、空き家や空き地が増加している。また、若年層の市外への転出から城下町の祭礼の担い手不足から祭礼の規模が縮小され存続が危ぶまれている。

以上を踏まえ、本計画では歴史的風致の維持及び向上させるために、特に風致が集中して存在する城下町地域を重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上を図るための施策を行っていく。また、計画期間中に取り組みを行う中で、必要に応じて重点区域の見直しを行う。



竹田市の歴史的風致の分布図



重点区域の位置と歴史的風致の分布

(2) 重点区域の区域

① 重点区域の範囲

天明7年（1787）に描かれた「岡城下家中絵図」に描かれた範囲を基本としつつ、東は岡城跡の東端である稲葉川と白滝川の合流地点周辺、西は城下町西端である阿蔵橋周辺を境とし、北は稲葉川沿いの尾根づたい、南は景観保全の観点から白滝川南岸の丘陵斜面まで含む範囲とする。この範囲は竹田城下町のほぼ全域及び史跡岡城跡が範囲内に含まれる。また、竹田市史跡等環境保存条例の玉来地区を除く第2種保存区域とほぼ一致することからこの範囲を重点区域として設定する。



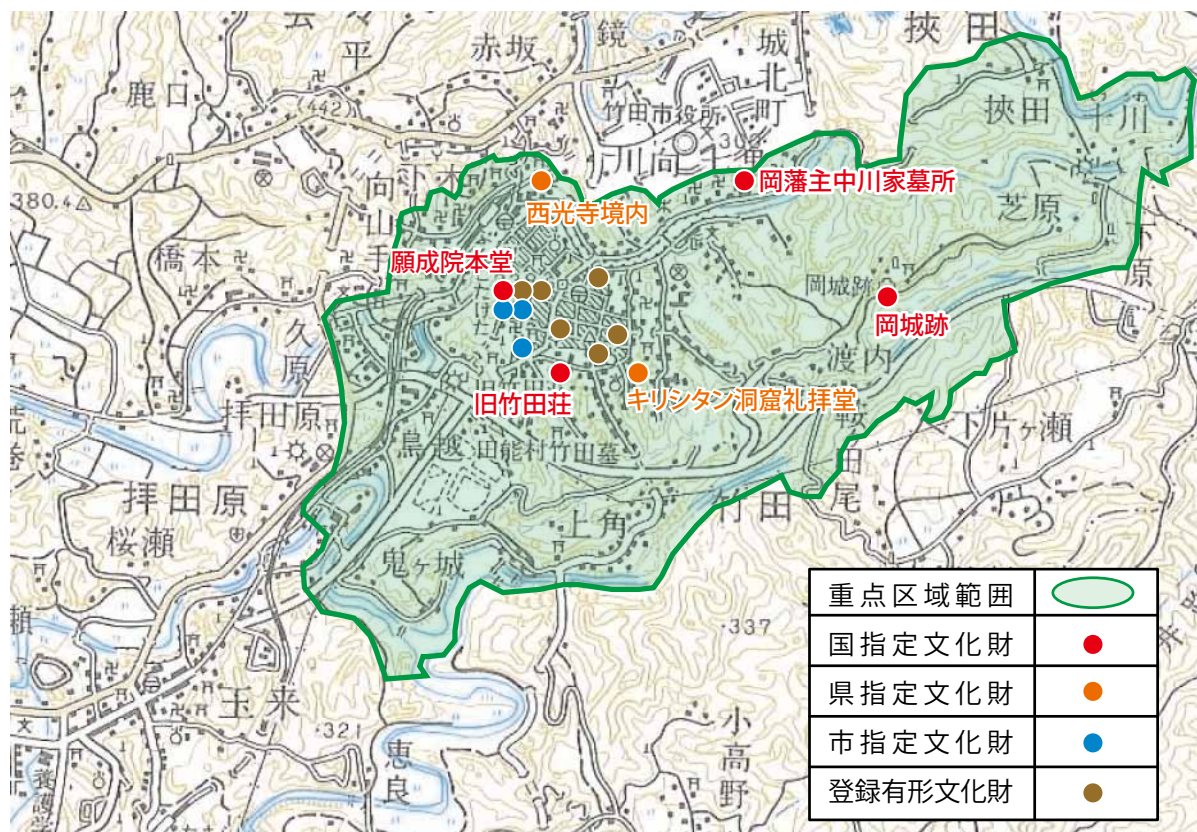
岡城下中絵図（天明7年：1787）



竹田市史跡等環境保存地域図（玉来地域を除く）

重点区域の名称及び面積は、以下のとおりとする。この区域で重点的に歴史的風致の維持向上を図る。

- ・重点区域の名称： 城下町地域
- ・重点区域の面積： 540ha



重点区域の範囲と主要文化財分布図

(3) 重点区域の歴史的風致の維持向上による効果

岡藩の城下町である竹田市の中心市街地は、奥豊後と呼ばれるこの地域の政治・経済の中心地として近世以降栄えてきた。今回、この城下町地域を重点区域として、歴史的風致の維持及び向上の取り組みを行うことにより、住民の竹田市固有の歴史や文化に対する理解を一層深めることができ、竹田市全体の歴史的風致を活かしたまちづくりを推進することが期待される。

(4) 良好な景観形成に関する施策との連携

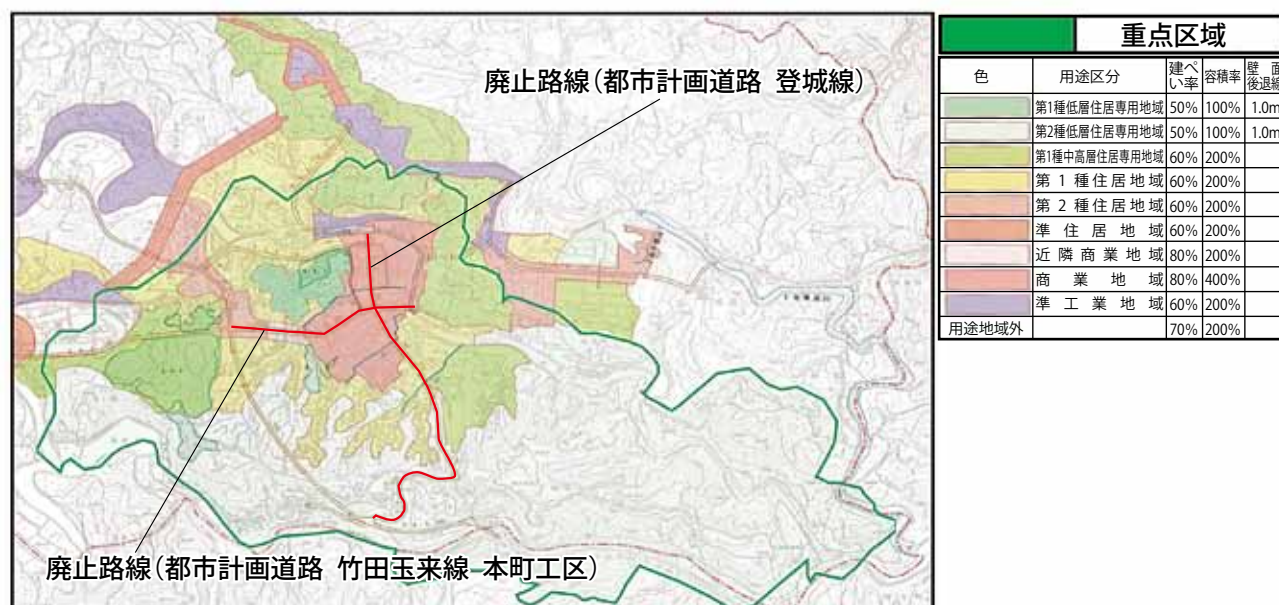
竹田市における良好な景観形成に関する施策として、竹田市史跡等環境保存条例、都市計画マスタープラン、景観計画等に基づいた施策がある。

① 竹田市の都市計画との連携

本市では、秩序ある市街地の整備や市街地のスプロール化を防ぐために、行政区域 47,767ha のうち 1,754ha が「竹田都市計画区域」（市全体の 4%）として定められている。この地域は、非線引き都市計画区域となっており、用途地域（431ha、都市計画区域の 25%）が指定されている。本計画の重点区域ほとんどの部分は、都市計画区域内に位置している。

また、重点区域に位置し、竹田城下町の中心部を横断している都市計画道路については、都市計画道路の見直しを進めており、廃止の手続きを行っている。

重点区域は、竹田都市計画区域内に含まれており、中心市街地にも位置していることから、都市計画の用途は商業地域に指定され、その一部分が準防火地域の指定も受けている。歴史的まちなみが集積する地域であるとともに、竹田市の中心市街地としての現代の都市機能も併せもっている。中心部に商業地域を定め、そこに都市機能を集中させる一方で、その周辺は住居系の指定により、歴史的まちなみの保全に努めている。そのため、重点区域内の大部分は用途地域に指定され、歴史的まちなみと周囲の豊かな自然環境の保全が図られている。



② 竹田市景観計画（策定中）との連携

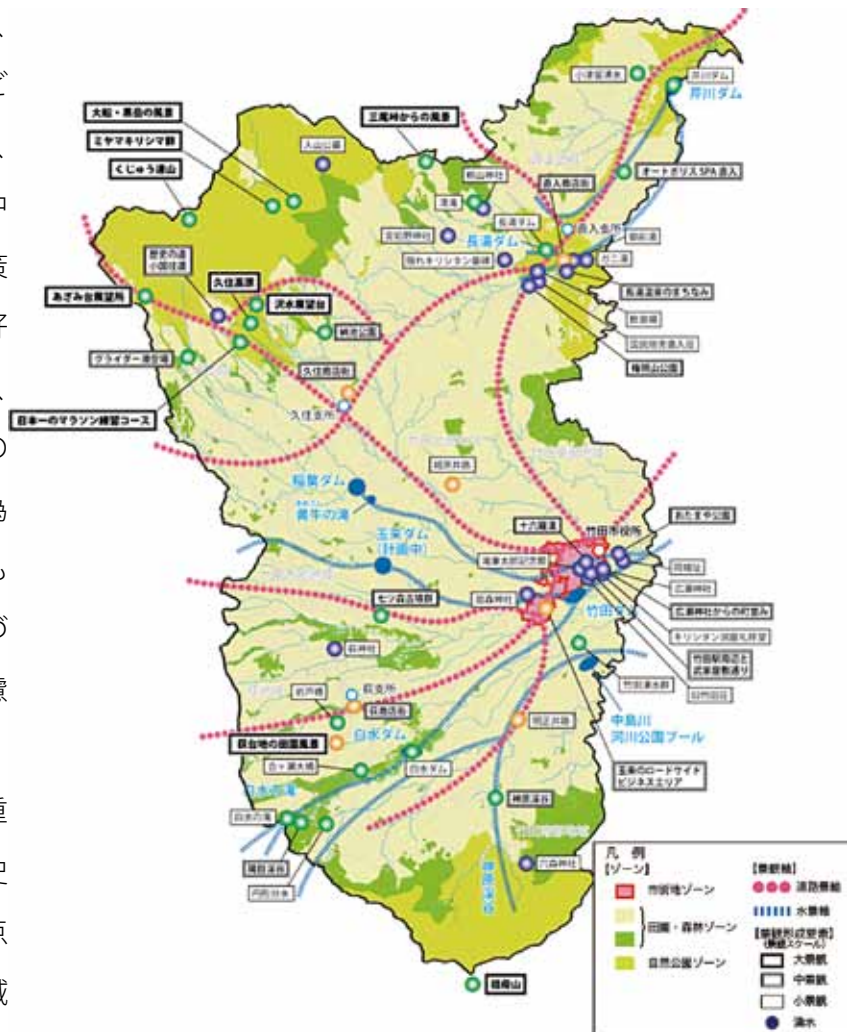
本市は、大分県南西部に位置し、市の中心部は江戸時代には岡藩7万石の城下町として栄え、古くから奥豊後の政治・文化・経済・交通の拠点である。山城であった岡城跡の麓には、今なお旧藩時代の城下町の面影を残す武家屋敷や寺社が立ち並び、独特の風情が感じられる。平成の合併以前の旧竹田市においては、昭和54年に「伝統的文化都市環境保存地区整備事業計画」、平成13年に「竹田区域まちなみ環境整備方針」を策定し、城下町としての伝統と歴史的景観を生かしたまちづくりを行ってきた。

平成17年4月1日に、旧竹田市と旧直入郡荻町、久住町、直入町が合併して新しい竹田市が誕生したことで、本市は、城下町の景観以外にも牧草地や温泉街等、魅力的で多様な景観を持つ町となった。

しかしその一方で、幹線道路沿いの看板の乱立、伝統的なまちなみの喪失、山林や農地の荒廃など、景観を阻害する動きも少なくなく、新たなまちづくりの柱の一つとなる景観形成の必要性が高まってきた。

このような背景のもと、新市としての景観形成のビジョンを再構築するため、「竹田市景観計画」を策定中である。「竹田市景観計画（策定中）」は、本市における良好な景観形成に関する理念や、景観計画の区域、景観形成の方針、届出を要する建築行為等の基本事項をまとめたもので、個性ある美しいまちづくり及び歴史的風致に配慮した計画となる予定である。

なお、景観形成の向上を重点的に行う区域として、歴史的風致維持向上計画の重点区域を景観計画の重点区域と指定する方針である。



③ 屋外広告物の景観形成について

竹田市においても、はり紙、はり札、立看板、広告塔等の屋外広告物が無秩序に氾濫することは、風致や良好な景観を損なったり、通行者等に危害を及ぼす恐れがある。

竹田市内における屋外広告物の規制は、大分県屋外広告物条例に基づき大分県が禁止地域や規制地域を設け、都市計画用途区分などに応じた事務事業を実施している。

しかしながら、重点区域内には、第一種低層住居専用地域や第一種中高層住居専用地域など異なる用途区分が存在するため、屋外広告物等の制限が異なっており、良好な景観が阻害されることが懸念される。そのため、重点区域内の屋外広告物の設置については、大分県からの権限委譲協議を続け、平成 27 年度に策定予定の竹田市景観計画（仮称）に基づき、屋外広告物等の適正な管理を行い、歴史的風致の維持向上に努める。

大分県屋外広告物条例（概要抜粋）

禁止地域等

- ・ 都市計画法の規定により定められた、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区又は伝統的建造物群保存地区（ただし知事が指定する区域を除く）
- ・ 文化財保護法の規定により指定された建造物とその敷地並びに同法の規定により史跡名勝天然記念物に指定又は仮指定された地域
- ・ 大分県文化財保護条例の規定により指定された建造物とその敷地及び同条例の規定により県指定史跡名勝天然記念物に指定された地域
- ・ 都市公園法に規定する都市公園

禁止物件

- ・ 橋、トンネル、高架構造、植樹帯及び分離帯
- ・ 石垣、擁壁の類
- ・ 信号機、道路標識、防護柵、駒止めの類及び里程標の類
- ・ 電柱、街灯柱その他電柱の類で、知事が指定するもの
- ・ 銅像、神仏像及び記念碑の類
- ・ 景観法の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木

④ 竹田市史跡等環境保存条例との連携

竹田市史跡等環境保存条例（昭和54年7月26日条例第20号）は竹田市の美しい自然環境・歴史的文化遺産を保存し、後世へ継承するために必要な措置を定め、郷土愛の高揚を図るとともに竹田市の文化の向上発展に寄与することを目的とする条例である。条例により指令された保存区域内（特別・第1種・第2種）での開発行為等を行う場合には竹田市史跡等環境保存計画の保存基準に沿って設計し、届出を提出し教育委員と協議を行わなければならない。

本条例の第2種保存地域は、重点区域の範囲と一致することから、重点区域内における自然環境・歴史・文化遺産の保存が図られる。

特別保存地区 保存基準

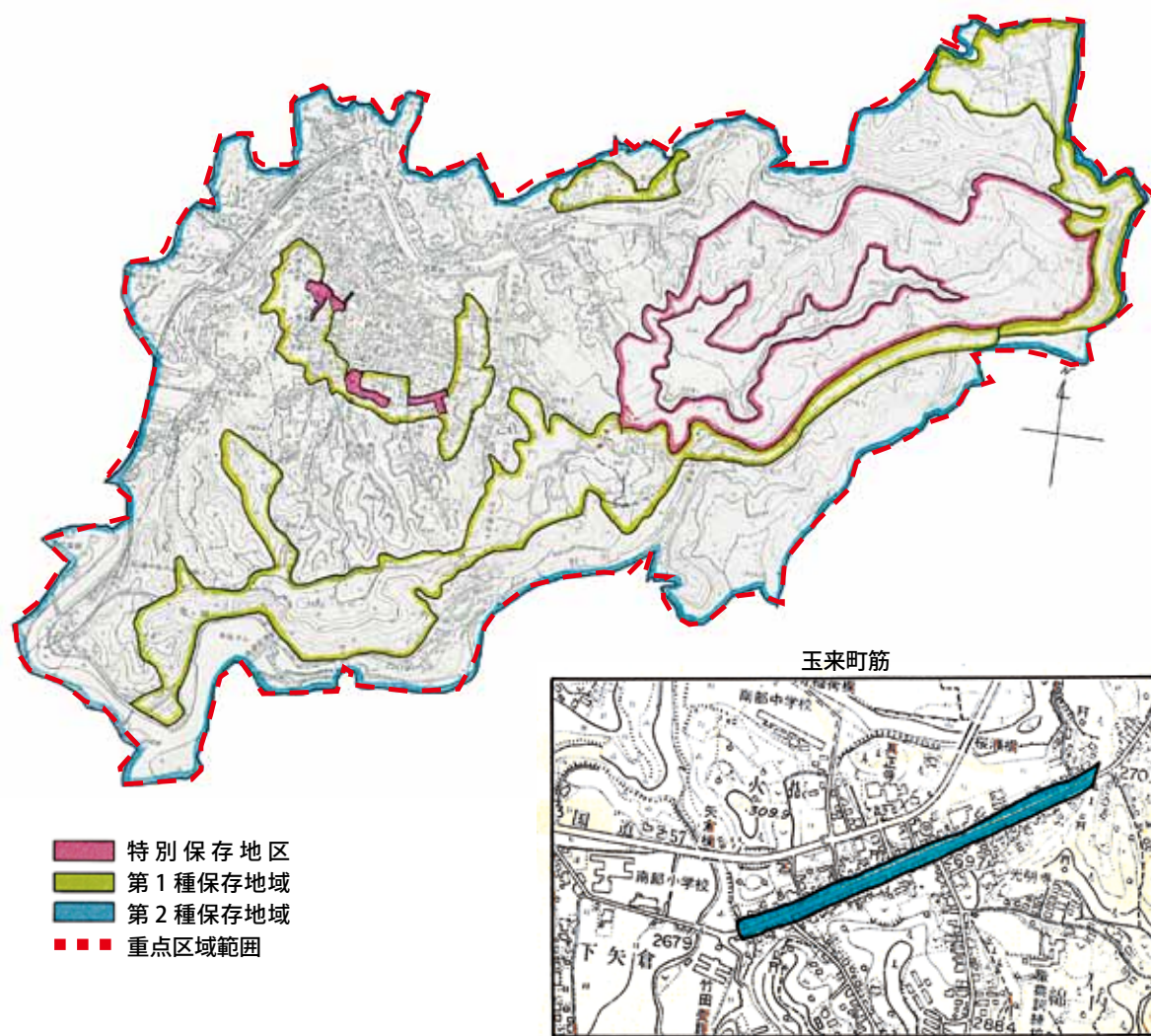
行為の対象物	行為の種類	保 存 基 準			
		高 さ	色 彩	規模・形態・意匠	その他
建造物	新 増 築	15m 以内	歴史的風致と調和のとれた落着のある色とする。	周囲の建物と調和を保つよう工夫する。	①外観は木造形式とし屋根は日本瓦又は銀ねずみ色とする。
	改 築	改築前の高さが15mを超える場合はその高さまで。	同 上	同 上	②風俗及び風致を害するおそれのあるものは避ける。
工作物	新 増 改 築	建築物に準ずる。	周囲と風致と調和のとれた色とする。	周囲の風致と調和するように工夫する。	
看板及び広告類の掲載		1 掲載させない。ただし、市において認めたものについては、この限りでない。 2 現にあるものについては、そのままとし更新をさせない。			
宅地造成土地の形質の変更		1 変更後の地貌が風致を著しく不調和としないこと。 2 竹木の成育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 3 美林の伐採を伴わないこと。			
竹木の伐採		1 建築物、工作物の新築及び形質の変更上どうしても必要なもの。 2 300㎡以上の皆伐は、特別な場合を除き避けること。			
土石類の採取		風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。			
建築工作物の形状・材質・色彩の変更	形状・材質	周辺の風致と調和を保つこと。			
	色 彩	周辺の風致と調和を保つような色彩とする。			

第1種保存地区 保存基準

行為の対象物	行為の種類	保 存 基 準			
		高 さ	色 彩	規模・形態・意匠	その他
建造物	新 増 築	15m 以内	歴史的風致と著しく不調和でないこと。	調和を保つよう工夫する。	①屋根は原色を避ける。 ②木造形式の屋根は日本瓦又はセメント瓦としセメント瓦は銀ねづみ色とする。 ③風俗及び風致を害するおそれのあるものは避ける。
	改 築	改築前の高さが15mを超える場合はその高さまで。	同 上	同 上	
工作物	新 増 改 築	建築物に準ずる。	同 上	同 上	
看板及び広告類の掲載		地上 15m 以内	同 上	同 上	
宅地造成土地の形質の変更		1 風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 2 竹木の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。			
竹木の伐採		皆伐を避け、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。			
土石類の採取		風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。			
建築工作物の形状・材質・色彩の変更	形状・材質	著しく不調和とならないこと。			
	色 彩	けばけばしい色は避ける。			

第2種保存地区 保存基準

行為の対象物	行為の種類	保存基準			
		高さ	色彩	規模・形態・意匠	その他
建造物	新增築	15m 以内	特にけげばけしい色は避ける。	著しく不調和とならないようにする。	①屋根は原色を避ける。 ②木造形式の屋根は日本瓦又はセメント瓦としセメント瓦は銀ねづみ色とする。 ③風俗及び風致を害するおそれのあるものは避ける。
	改築	改築前の高さが15mを超える場合はその高さまで。	同上	同上	
工作物	新增改築	建築物に準ずる。	周囲の風致と調和のとれた色とする。	周囲の風致と調和するように工夫する。	
看板及び広告類の掲載		1 20m を超える鉄塔、広告塔は市の同意がなければ建設してはならない。 2 色彩については、市において指定する色とする。			
宅地造成土地の形質の変更		1 風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 2 竹木の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。			
竹木の伐採		皆伐を避け、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。			
土石類の採取		風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。			
建築工作物の形状・材質・色彩の変更	形状・材質	周辺の建物と著しい不調和でないこと。			
	色彩	著しく不調和とでないこと。			



竹田市史跡等環境保存地域図